

令和4年度 第1回印西市入札等監視委員会会議要旨

- 1 開催日時 令和4年 7月12日(火)
午前10時から午前11時15分まで
- 2 開催場所 市役所 会議棟202会議室
- 3 出席者 廣田 直行 委員、小野寺 浩一 委員、藤本 麻里子 委員
- 4 事務局 田口財政課長、草間係長
松井主査補、小島主査補
- 5 議 題 1. 議事
2. その他

議事 (1) 令和3年度下半期の入札手続きの状況について

議長 これより、令和4年度第1回印西市入札等監視委員会をはじめます。
初めに、議事の(1) 令和3年度下半期の入札手続きの状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より、令和3年度入札状況(下半期)の概要を説明】

議長 事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますか。
委員 中止になったものが、工事で2件、委託で1件、物品で1件あるが、それぞれ理由を教えてください。
事務局 中止になった4件でございますが1件目が、290番の印西市立中央公民館駐車場舗装修繕工事でございます。こちらは設計に誤りが判明したために入札中止になりました。
その後設計を改めまして、再度入札を行っております。
2件目が294番の令和3年度松山下公園陸上競技場計時計測システム改修工事でございます。こちらは入札に対して応札者がいなかったということで入札が中止になっております。その後、当初設備の製造、施工の実績を有する業者と随意契約を行いました。この業者は入札時点では、入札参加の手続き中で、入札に参加できない状況でした。
続きまして327番の令和3年度資材価格等特別調査業務委託でございます。こちらも応札者がいなかったために中止となったものでございます。その後の対応としては、令和4年度業務として先送りになっており、令和4年度は落札され契約に至っております。
最後に337番の療育備品の購入でございますが、入札参加者がいなかったため中止になっており、その後、年度内に随意契約で契約を締結しております。
以上で4件でございます。

委員 応札者がいなかったものは、随意契約でやったというのはわかります。
1件目の290番の設計誤りはどのようにミスが発覚して先送りになった
のですか。

事務局 適正な設計でなかったことが途中で判明しました。

委員 どのように判明したのですか。内部で指摘があったのですか。

事務局 入札の公告中に業者から積算については誤りがあるのではないかと質問
があった中で再度確認したところ、間違いが見つかったということで入札
を中止しました。

議長 業者に提示している資料の数量に過りがあったということでよろしいです
か。

事務局 そうなります。

委員 時々ありますが、事業が遅れることになるので十分注意してほしいです。

議長 その他になにかありますか。

委員 工事と委託の落札率の数字は毎年大きくは変わらないのですか。

事務局 手元の資料では令和2年度下半期と令和3年度下半期しかないのですが、
委託は令和3年度が約80%、委託の令和2年度87%となっています。
これは、令和4年度の公園管理や草刈業務を前倒しで発注したことにより、
これらの委託では、最低制限価格が予定価格の80%となっており、最低
制限価格での落札となっており、それが平均に入ってきてしまっているとい
う効果もあって、少し変わっているのかなと考えております。工事に関
しては、令和2年度は約90%で令和3年度の下半期だと83%となってい
ます。

議長 これに関してはおそらく、契約金額の高い総合評価方式での落札率が令和
2年度下半期だと約90%だったものが、令和3年度下半期だと82%
になっているところが、大きく影響してくるのではないかと思います。

事務局 最低制限価格が予定価格の80%となっており、その価格での落札になっ
ているという話がありました。今回多くの案件がありましたが、予定価格
をあらかじめ示されて、最低制限価格での落札になるということですか。

議長 そうなります。

事務局 これを行う意図というのはどのような位置付けなのでしょう。か。
予定価格を公表して、最低制限価格をその80%にする。そして、業者が
一律で、80%で入札する。結果がわかりきっていることをやるのであれば、
最初からくじ引きでよいのではないのでしょうか。形を整えるために行
うのは行政として致し方ない部分なのではないのでしょうか。

事務局 今回の草刈等の委託に関しては、最低制限価格が一律で、予定価格の80%
なので、簡単に算出できてしまうと思えます。
一方、工事に関しては、直接工事費や諸経費ごとに所定の率を乗じて、そ
れらを合算して算出するというようなことになっています。
道路工事の場合は全ての応札業者ではなく、半分くらいの業者が最低制限
価格での入札となっています。

工事における最低制限価格を適切に積算できるということは、設計書も再現することができるためと思われるので、予定価格を公表しないからこれが全て丸く収まるというわけではないと考えています。

議長 しかし、最低制限価格でのくじ引きが多発することは問題であるとの認識があるため、庁内の入札制度を検討する場で、検討したいと考えています。今のやり方だと入札の公告をして、予定価格の80%である最低制限価格でくじ引きというのはやる前から見えてしまいます。

今回のリストを見ると、1回落札した業者、2回落札した業者はいるが、3回落札した業者は見当たらない。くじ引きでなぜこんなに確率が一律になるのか、不信感を抱きました。

事務局 くじ引きに関しては、ちば電子調達システム上のくじ引き機能を使用していて、県内のどこの市町村も、くじ引きになったときは同じ状況になります。

議長 偶然ツキがあったところはなかったということですか。みんな確率通りになったということですね。

事務局 そう思います。

議長 植栽の方もそうなのですか。

事務局 そうです。クジはシステムによるものです。

議長 今回リストを見て本当に驚きました。これだけ沢山の入札を行い、多くの企業が並んでいて、個数を計算していくと1回又は2回落札の業者はいるのに、3回落札している業者がないのですよ。

事務局 その点につきましては、同種業務の入札での取り分け方式というものを導入しているためです。ある一定の同種案件のグループで一つの案件を落札したら、そのグループの案件の入札には参加できないという方式を導入しています。この方式を導入する前は、同種の業務を3件同時に落札する業者もありましたが、業務の履行に影響があったため、この方式では、委託に関しては公園管理で1グループ、街路樹剪定で1グループ、それぞれで1回落札するとそのグループの入札には参加できないので、これらの業務で最大2つまで落札することができる制度になっています。

議長 なるほど。理解できました。ありがとうございます。

【委員了解】

議長 それでは、事前に選定いただきました案件の審議に入ります。

《 原山中学校改修工事 》

議長 事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますか。

委員 落札金額は税抜きで5億4,500万円、調査基準価格が6億2,200万円となっていますが、低入札調査を行ったということですか。

事務局 調査基準価格を下回っていますので、低入札調査を行い、妥当な理由だったため、落札金額での施工が可能ということをして市としても判断をしま

した。

委員 わかりました。評価調書を見ると、落札した業者が技術評価点も価格評価点も一番優れていますね。

質問ですが、参加資格確認書について設計金額が6億7,600万円、それに対して、完成工事高が今回の入札案件より小さいように見えます。そうすると会社のキャパシティとして、それだけの人員や設備が足りるのかという疑問があるが、どのように考えていますか。

事務局 この案件については、資格要件として、過去の施工実績として請負金額2億円以上の建築一式の履行実績を要件としています。設計金額の1/3程度の工事の履行実績を求めています。設計金額と同程度の完成工事高は要件としていません。

委員 売上3億の会社が急に6億の案件を取って適切な仕事ができるとは若干疑問なので、今後検討しても良いかと思いました。

議長 おそらく千葉県では資格要件は金額ではなく面積で定めている。印西市においても検討をしても良いかと思われます。

【委員了解】

《 原小学校増築工事（2期） 》

事務局 こちらの案件については、事前に第1期の工事との関連について質問をいただいております。原小学校は今回の増築の前に、東の原地区で当時開発が活発に行われたことにより、児童数が増加する見込みだったため、平成31年3月の竣工で1回目の増築工事を行っています。

今回の増築については調整区域の草深地区で戸建ての開発が多発して、更に教室数が不足する見込みだったため、2期を行うことになりました。なお、今回の増築部分については、予定価格が約6億円ということで、金額的には総合評価方式での入札の要件に該当しますが、増築が必要だと判明してから、教室が実際に不足するまでが非常に短期間であるため、制限付き一般競争入札で入札としました。

議長 何か質問、意見があれば、お願いします。

本工事と1期工事、2期工事の落札企業は違うのですか。

事務局 違います。

議長 今のご説明で私はやはり総合評価方式でやるべきだったと思います。おそらく動き出しが遅れたのだと思いますが、ぜひ、推計等の事前準備をしっかりと、正規の手順に則った進め方を目指していただければと思います。

【委員了解】

《 保健福祉センター大規模改修工事 》

議長 事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますか。

委員 これも先ほどの案件と同様ですが、4億5,910万円の工事に対して

入札参加者の完成工事高が少ないかなという意見を持ちました。

【委員了解】

《 令和4年度道路等補修工事（その1）～（その4）まで一括説明 》

議長

何か質問、意見があれば、お願いします。

議長

土木の仮設費は県単価を使用しているため、各社がそれぞれ計算しても、最低制限価格と同額での入札ができるという認識で良いですか。

事務局

設計を詳細に確認はしていませんが、直接工事費がわかり、また、共通仮設費に別途計上が必要なものがない限りそうだと思います。

議長

(株)タイトウがその3、その4で参加しなかった理由はわかりますか。

事務局

これらの案件については、同種のものすべてに参加する業者、特定の者にしか参加しない業者、それぞれおりますので、参加しなかった理由は、特にこちらで把握はしていません。

議長

他に質問はありますか。

委員

3点ほどお伺いしたい。この業務は毎年発注が行われるものですか、また、参加業者は毎年同じですか、あと、取り抜け方式ということですが、年度が替わると一からしきり直しになるのですか。

事務局

道路の陥没した部分を補修する業務で毎年発生する業務です。一般競争入札なので、参加したい業者が手を挙げるという方式となっているため、同じような業者が毎年入札に参加してくると考えています。

取り抜けについては、同種業務で同日に行われるものを対象としています。

委員

そもそもですが、入札に参加する目的というのが、当然安価で適正な金額である必要はありますが、切磋琢磨し、クオリティがより高い仕事をしていこう、去年より良い仕事をしていこうというものがありますが、入口のところでそれを選別する機能が正直実態を果たしていないと思えます。

この状況が制度の限界というのであれば、別により良い仕事をするためのモチベーションをどう維持していくのか、どのようにクオリティをあげていけばよいのかを考える必要があります。取り抜けをしているから公正というのは目的ではないので、その辺の問題意識をもっていく必要はあると思います。結果を見てみなさん納得はされないかと思えます。

議長

行政としての目的を今のやり方では果たするのが難しいのではないかと。

行政の工事というのは、全て税金から出されるものですから、良い仕事になるような発注の仕方をご検討いただければと思います。

舗装の打ち替え面積がどの地区も5, 150㎡という所からも、発注の仕方に問題があるのではないかと、という意見ととっていただいても結構ですので、記録にとどめていただければと思います。

委員

付帯としての意見ですが、この業務自体は道路が壊れたから巡回して直すというものかと思えます。市としては必要な仕事で、地元業者として

